

消費税の軽減税率対応のための レジ・システム補助金【第2版】



消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限まで
残り1年を切りました！！

レジや受発注システムを導入・改修する方への
国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号(※)まで
0120-398-111 (通話料無料)

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

複数税率

標準税率10%



軽減税率8%



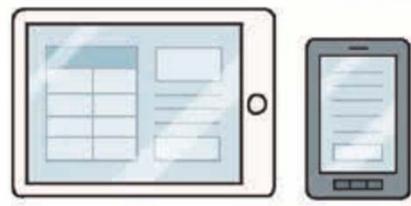
POSレジ



メカレジ



モバイル
POSレジ



補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。
<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードは
こちら！



1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

ポイント チェックしよう！

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等を確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

<軽減税率対応レジの導入等支援>

対象者：軽減税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等（※）

※ 旅館・ホテル・料亭等も広く対象になります。（平成31年1月1日から適用）

補助率：原則 3 / 4（※①、②）

※① 3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5 補助

※② 平成31年1月1日から適用

補助上限：1台あたり20万円（※③）、券売機40万円（※④）

※③ 商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円

※④ 平成31年2月から券売機を補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

ポイント チェックしよう！

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等を確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

<受発注システムの改修等支援>

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修や請求書管理システムの導入等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：3 / 4（※ 平成31年1月1日から適用）

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）

150万円（※請求書管理システム）

※ 平成31年2月から請求書管理システムを補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

※システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

消費税軽減税率対策費補助金の概要

赤字が拡充予定箇所

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、①複数税率対応レジ等の導入等（A型）、②受発注システムの改修等（B型）、③区分記載請求書等への対応（C型）などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度

小売段階の支援（BtoC）

流通段階の支援（事業者間取引：BtoB）

①複数税率対応レジ等の導入等支援(A型)

- **補助対象事業者**
複数税率に対応して区分経理等を行うために、複数税率対応レジを導入する中小の小売事業者等
- **補助対象経費**
 - ①レジ等の本体（タブレット等を含む。）、対応するソフトウェア導入に係る経費
 - ②券売機
 - ③レジ付属機器（バーコードリーダー、レシートプリンタ等）
 - ④設置に要する経費（商品マスタ設定費、運搬費、設置費等）
- **補助率**
3 / 4 以内
※ 3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は 4 / 5 以内
- **補助限度額**
 - ・レジ1台あたり20万円以内が上限
 - ・商品マスタの設定、機器設置に要する経費は1台あたり20万円を加算
 - ・1事業者あたりの上限は200万円

②電子的受発注システム等の改修等支援(B型)

- **補助対象事業者**
軽減税率制度の実施に伴い、電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等
- **補助対象経費**
 - ①電子的な受発注システム等の改修（区分記載請求等保存方式に対応する請求管理機能の改修を含む。）等に要する経費
 - ②パッケージ製品・サービスの導入に要する経費 等
- **補助率**
3 / 4 以内
※他の機能と一体的なパッケージ製品の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。
- **補助限度額**
 - ・発注システム：1,000万円
 - ・受注システム：150万円
 - ※受注システム・発注システム両方の場合は、1,000万円

③区分記載請求書等への対応支援(C型)

- **補助対象事業者**
「区分記載請求等保存方式」に対応するために、事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入が必要な中小事業者等
- **補助対象経費**
 - ①区分記載請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費
 - ②パッケージ製品の導入に要する経費
 - ③対応する事務処理機器の導入経費
- **補助率**
3 / 4 以内
※他の機能と一体的なパッケージ製品・対応機器の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。
- **補助限度額**
1事業者あたり：150万円以内